

令和5年度 公文書開示状況（4月決定分） 主税局

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|-----------|----------|--|------|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|-------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 1 | R5. 2. 10 | R5. 4. 7 | 27 主課課第647号「個人事業税課税事務提要（通達）」の一部改正について（通達） | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 当該公文書は、東京都で保有しておらず、存在しないため。 なお、当該公文書が存在しない理由としては下記のとおりである。 27 主課課第646号と同伴名で起案したが、対象の文書については、27 主課課第646号（本件請求に係る一部開示対象の文書）により決定を行った。27 主課課第647号については廃案とするところを、決定の対象となる文書等の添付がな | 主税局課税部課税指導課 |
| 2 | R5. 2. 10 | R5. 4. 7 | (1) 19 主課課第313号「個人事業税課税事務提要の改訂について（通達）」の一部改正について（通達） (2) 28 主課課第546号「個人事業税課税事務提要（通達）」の一部改正について（通達） (3) 02 主課課第298号「個人事業税課税事務提要（通達）」の一部改正について（通達） (4) 03 主課課第411号「個人事業税課税事務提要（通達）」の一部改正について（通達） (5) 24 主課課第153号「個人事業税課税事務提要の改訂について（通達）」 (6) 03 主課課第411号「個人事業税課税事務提要（通達）」の一部改正について（通達） (7) 03 主課課第411号「個人事業税課税事務提要（通達）」の一部改正について（通達） | 1291 | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | 具体的な調査基準・調査手法は、都の機関が行う個人事業税賦課徴収における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため。また、グループアドレスは、公になることで、事務運営に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 主税局課税部課税指導課 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|----------|---|-----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------|
| 3 | R5. 2. 10 | R5. 4. 7 | <p>(1) 14 主課課第68号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(2) 17 主課課第446号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部改正について</p> <p>(3) 18 主課課第101号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(4) 18 主課課第378号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(5) 21 主課課第1号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(6) 22 主課課第38号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部訂正について(通達)</p> <p>(7) 22 主課課第223号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(8) 22 主課課第351号「個人事業税課税事務提要の改訂について(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(9) 27 主課課第421号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(10) 27 主課課第646号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(11) 29 主課課第549号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(12) 30 主課課第596号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(13) 31 主課課第34号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(14) 31 主課課第529号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(15) 02 主課課第437号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> <p>(16) 03 主課課第165号「個人事業税課税事務提要(通達)」の一部改正について(通達)</p> | 933 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 主税局課税部課税指導課 |
|---|-----------|----------|---|-----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|--|---|---|--|--|--|--|---|---|---|--|--|---|--|--|----------------------|
| 4 | R5. 4. 19 | R5. 4. 27 | 平成30基準年度及び令和3基準年度における固定資産税路線価の標準宅地番号15-108に係る鑑定評価書 | 8 | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | <p>(1) 不動産鑑定士の印影及び不動産鑑定業者の印影 不動産鑑定士の印影及び不動産鑑定業者の印影を公にすることにより偽造される等、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあるため。 (東京都情報公開条例第7条第4号に該当)</p> <p>(2) 鑑定評価書のうち「鑑定評価額の決定の理由の要旨(その1)」の地積及び取引時点</p> <p>ア 取引事例地の取引当事者が個人の場合 地積及び取引地点を公にすると、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。 (東京都情報公開条例第7条第2号に該当)</p> <p>イ 取引事例地の取引当事者が法人等の場合 地積及び取引地点を公にすると、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれるため。 (東京都情報公開条例第7条第3号に該当)</p> <p>ウ 地積及び取引時点を公にすると、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない恐れがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたす恐れがあるため。 (東京都情報公開条例第7条第6号に該当)</p> | 主税局渋谷都税事務所 固定資産税課 |
|---|-----------|-----------|--|---|---|--|--|--|--|---|---|---|--|--|---|--|--|----------------------|

